

葛城市健康管理システム標準化対応業務に係る審査実施要領

第1. 選考方法

選考は、葛城市健康管理システム標準化対応業務に係る委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行う。一次審査及び二次審査の合計得点（満点150点）の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

第2. 一次審査（30点満点）

審査は、委員会事務局（健康増進課）において以下のとおり書類審査を行い、配点点数の上位3位を選定する。ただし、参加申込書の提出が3者を超えない場合は、「①システム要件確認」において失格となった者を除き、すべての者を2次審査の対象とする。

①システム要件確認

対 象：【別紙4】機能・帳票要件対応可否一覧、【別紙5】帳票詳細要件対応可否一覧、【別紙6】標準化範囲外への対応可否一覧

確認内容：下記のとおり確認を行う。

- ・「【別紙1】健康管理システム標準化対応業務仕様書 6. 標準化対象機能要件」に記載する実装必須機能及び標準オプション機能がすべて実装されていること。
- ・「【別紙6】標準化範囲外への対応可否一覧」記載の「○：必要機能」及び「△：要検討機能」がすべてパッケージ対応可もしくは代替対応可能であること。

評価方法：確認の結果、該当しないシステムを取り扱う者は失格とする。

②業務実績（5点満点）

対 象：【様式3】受注実績調書

評価方法：地方公共団体が過去5年以内（平成31年4月1日から令和6年3月31日）に発注した健康管理システム導入実績について、1件当たり1点として加点する。

③価格点（25点満点）

対 象：標準準拠システム導入経費及び関連システム導入経費（令和6年度）【任意様式】、標準準拠システム導入経費及び関連システム導入経費（令和7年度）【任意様式】の合計金額

評価方法：下記により計算し、価格点とする。

- ・最低見積価格者の得点は25点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝25点×（最低見積価格^{※1}／見積価格^{※2}）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：該当提案者の見積価格

【別紙2】

第3. 二次審査(120点満点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者、及び次点候補者を選定する。

対 象：企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：審査会において、各審査員(1人につき120点満点・5名)がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点(小数点第3位を四捨五入)を二次審査の得点とする。

二次審査における評価基準は、【別紙3】評価基準表のとおりとする。

第4. 二次審査(プレゼンテーション)の内容

①審 査 日：令和6年7月16日(火) 予定(別途連絡)

②場 所：葛城市役所 新庄庁舎(別途連絡)

③出 席 者：1提案者4名以内

④実施時間：1提案者55分以内(提案40分、質疑応答15分)

※事前準備・片付けに係る時間は含まない。

⑤提案内容

・プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施すること。

・プレゼンテーションは、「本公募型プロポーザル実施要領第2(7) 企画提案書の作成③企画提案書」にある内容に沿ってパワーポイント等において表現すること。(補足資料の投影は可能とするが、紙面での追加配布は認めない。)

・デモンストレーションについて、標準化システムを準備できない場合は現行システムで差し支えない。

⑥プレゼンテーションの順番

・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

⑦その他

・スクリーンは市で準備するが、パソコン・プロジェクター等必要な機器及びインターネット通信環境は、提案者が準備すること。

・社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。

・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

第5. 受託候補者選定に関する特記事項

①最低基準点

・一次審査及び二次審査の合計点80点を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

②参加者が1者となった場合の取り扱い

・参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い

・当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。

・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。